

# 青森県報

第四千五百八十二号

平成三十一年  
三月二十七日  
(水曜日)

## 目次

○家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……	一
○保安林の指定施業要件の変更予定……………	(林政課) ……	一
○右 同……………	(同) ……	二
○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) ……	二
○基本測量の実施……………	(監理課) ……	二
○公共測量の終了……………	(同) ……	三
○道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
○道路の供用の開始……………	(同) ……	四
○都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課) ……	四
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) ……	四
○建設業者の許可の取消し……………	(上北地域 民 局) ……	五
<b>出先機関</b>		
○青森県営農大学校の短期研修……………	(営農大校) ……	五

## 告 示

### 青森県告示第二百一十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生の場所又は区域	発 日 生
ヨーネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平 成 三 ・ 三 ・ 一 五

### 青森県告示第二百一十号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
三戸郡南部町大字大向字夏井沢四〇、四一の一、四一の一三、字内山九三の六、九四の三
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養かんよう
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町

役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百二十三号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三戸郡南部町大字大向字長谷九四の四九、九四の五二、九四の六〇、九四の六一、九四の六三、九六の一、九六の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市大字鮫町字中道二〇の一三 株式会社 深川商会 八戸市大字鮫町字石仏沢一九 株式会社 清和漁業	八戸市南浜区域 業協同組合の 地区	内水面以外の水 面において網漁 具を水深二十七 メートル以上の 水中に定置して 主としてさけ をとる漁業
東津軽郡今別町大字大泊字大村元六四 木村 秀樹 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢一五一 川口 順一	竜飛今別第一区 竜飛今別漁業 協同組合の地 区のうち、今 別町大字奥平 部、大字奥平 森、大字砂ヶ 及、大字大泊 の区域	底建網漁業及び 総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業
西津軽郡深浦町大字舮作字清滝一の一 西崎 昭一 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢一八の一七 中川 善文	深浦町区域 新深浦町漁業 協同組合の地 区のうち、大 舮作及び深浦 漁業協同組合 の地区	さざえ・あわび 潜水器漁業

青森県告示第百二十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

二 作業期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県内全域

青森県告示第二百六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方事務局

二 測量の種類

公共測量（四級基準点測量）

（不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成）

三 測量の期間

平成三十年九月二十五日から平成三十一年二月二十八日まで

四 測量の地域

弘前市大字桔梗野一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目の全地域

（不動産登記法第十四条第一項の規定による地図作成のための四級基準点の新設）

青森県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

2	県道	泊陸奥横浜 停車場線	八戸野辺地 線	変更の区間	変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
					後	前			
1	県道			三沢市大字三沢字猫又二二の二二五から 三沢市大字三沢字猫又七六の二まで	後	前	九・六〇メートルから 六四・四四メートルまで	一、四六六・七〇メートル	
					後	前	七・三〇メートルから 一七・六〇メートルまで	一、六二〇・〇〇メートル	
2	県道	泊陸奥横浜 停車場線		上北郡横浜町字太郎須田二の三から 上北郡横浜町字林ノ脇七九の二二まで	後	前	二〇・五八メートルから 二三八・四〇メートルまで	一九六・五〇メートル	

青森県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸野辺地線	三沢市大字三沢字猫又二二の二二五から	平成三・三・二七
	三沢市大字三沢字猫又六九の三四まで	
	三沢市大字三沢字猫又二二の二二五から三沢市大字三沢字猫又七六の二まで	

青森県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、六戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十一年三月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
六戸町
- 二 都市計画事業の種類  
六戸都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間  
昭和六十二年八月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十四号）の事業地に変更なし。
- 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十四号）の事業地に変更なし。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン青森浜田1ブロック  
青森市大字浜田字玉川一九六の一〇
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役 大門淳
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運	荷さばき施設において荷さばきを行	荷さばき施設1-① 荷さばき施設1-②、 荷さばき施設1-③、	平成 三・三・一

管方法 に関する 事項	うことが できる時 間帯	荷さばき施設1―④、 荷さばき施設1―⑤ 午前六時から午後九時 まで
-------------------	--------------------	---

四 届出年月日

平成三十一年二月二十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十一年三月二十七日から同年七月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成三十一年七月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

平成三十一年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 附田建設株式会社

二 代表者の氏名 蘓武昭男

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字二又二三の二

四 許可番号 青森県知事許可(特―二八)第四三二二号

五 取消年月日 平成三十一年三月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第一号

青森県営農大学校条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号)第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十七日

青森県営農大学校長 秋 本 実

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要

野菜等	受講品目	2 あおもり農力向上シャトル研修								
	期 間	平成三十一年五月から平成三十二年二月まで	平成三十一年十一月八日	平成三十一年十一月十八日から同月二十二日まで	平成三十一年十一月十一日から同月十五日まで	平成三十一年九月三十日から十月四日まで	平成三十一年九月二日から同月六日まで	平成三十一年八月十九日から同月二十三日まで	平成三十一年八月五日から同月九日まで	平成三十一年七月二十九日から八月二日まで
五人	受講者の定員	若干名	十人	六人	六人	六人	六人	六人	六人	六人
	受講対象者	各市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定する。	農業者及び農業関係者	農業者及び農業関係者						
	摘 要	トラクターの点検整備及び修理	大型特殊自動車引免許又はけん引免許（いけずれも農耕車のための研修限定）の受験のため							

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

1 農作業安全研修

研修に使用する燃料等の実費相当額 三千元

2 あおもり農力向上シャトル研修

テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

(発行所・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭